

官業民営化等WGヒアリング調査票(給付、徴収業務)

(所管省庁名: 外務省)

1. 名称	国際文化交流に係る助成金の交付
2. 根拠法令	独立行政法人国際交流基金法第12条第2号、第3号、第4号及び第5号、第13条
3. 実施主体	独立行政法人国際交流基金
4. 従事者数	13.2人 (根拠:別添3参照)
5. 予算額	一般助成事業1,595,957千円、特定寄附金助成事業287,891千円(15年度支出予算額) 11~14年度については、別添3に記載
6. 事業の内容	<p>海外における日本研究に対する援助、日本語普及、国際文化交流を目的とする催しの援助、国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助等の業務において、助成金の交付を行う。</p> <p>助成事業プログラムの種類及び数: 「スポーツ交流専門家派遣」「日本文化紹介」「アジア文化協力」「中東市民青少年交流」「海外展」「海外公演」「海外日本映画祭」「海外日本語講座」「海外日本語弁論大会」「日本語教材制作」「日本研究リサーチ・会議等」「日本研究機関組織強化」「国際会議出席」「中東知的交流セミナー」「日米知的交流」「日米市民交流」等、計40プログラム(16年度)</p>
7. 民間移管の具体的内容	<p>意思決定にかかわる事項やトラブル対応以外の、以下のような定型化された事務作業については、国際文化交流活動を行う公益法人への業務委託、或いは、人材派遣スタッフの活用等、民間への移管を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付に係わる「助成金交付決定通知書」をはじめとする発信文書の原案作成及び送付作業 ・「事業・会計報告書」をはじめとする受信文書の受理・1次的検査等 ・事業評価のためのアンケート実施等に係わる事務 ・事業概要のデータベース入力 <p>(なお、事業の変更に関する決裁起案等の事務、或いは、基金がアドバイザーやコンサルタントの役割を果たす企画開発型の助成事業については、職員が対応。)</p>
8. 更なる民間開放についての見解	別添1参照

国際文化交流に係る助成金の交付事務について

【問】 国際文化交流に係る助成金の交付事務については、基本的には交付基準に基づき機械的に決定される個々の交付の処理であり、政策判断や裁量の余地はなく、民間開放は可能であると考えているが、貴省の見解を伺いたい。仮に政策判断や裁量の余地があるとするならば、一連の交付事務の中で、どのタイミングでいかなる政策判断等がなされ、それに基づきいかなる事務が発生するかについて伺いたい。

【答】

国際交流基金（以下、「基金」）の行う助成金交付事務は、対象事業の実施前、実施中、実施後の各段階において、外務省が示す外交政策を踏まえた専門的判断や裁量を要するため、基金が事務にたずさわる必要がある。一連の交付事務の中で、政策的判断等のタイミング及び事務作業の内容については、「国際交流基金の助成金交付事務一覧表」（別添 2）の通り。

【問】 独立行政法人国際交流基金の行う国際文化交流に係る助成金の交付は、申請のあった案件のうち、外務省が示した外交政策に従って、外交上より効果の高いものを選択して採用しているものであるとのことであるが、このような助成金交付対象選定以外の部分については、単なる給付事務であり、民間に任せても問題ないと考えているが、貴省の見解を伺いたい。

【答】

「国際交流基金の助成金交付事務一覧表」（別添 2）の通り、個別案件への交付事務についても、助成金交付対象事業選定の部分はもちろんその他の部分も含め、外務省の示した政策に基づく基金の専門的判断・裁量を要する機械的な処理以外の事務が多いことから、単なる給付事務とはいえない。したがって、一連の事務のすべてを外部委託することはできない。ただし、別添 2 の表の通り、比較的単純作業的な部分については、合理化と費用対効果、及び被委託団体の外国に所在する申請機関との連絡能力等の観点をつまみつつ、今後、外部委託（アウトソーシング）導入の可能性を検討したい。

【問】 国際文化交流に係る助成金の交付に関わる事務・事業をアウトソーシングすることを禁止等している法令の有無についてご教示願いたい。アウトソーシングすることを禁止等している法令が存在する場合、その具体的な中身及びかかる規制が存在することについての合理的な理由についてご説明願いたい。

【答】

アウトソーシング等を禁止する法令の有無に関しては、

1. 「独立行政法人国際交流基金法」第13条の規定により、基金が交付する助成金には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下「適化法」）が準用されている。特殊法人が国からの補助金を財源として交付する補助金等に対しては、適化法が適用されるが、基金が独立行政法人となった結果、一般的には運営費交付金によって財源措置されることとなり、独立行政法人が交付する補助金等に対して法的な適正化のための規制がかからないことから、適化法が準用されることとなったものである。
2. 適化法の規定内容のうち、主なものは以下のとおりである（手続違反者には一部罰則適用あり。）。基金の場合は、これらの規定に基づく判断の相当部分が、その都度助成対象事業の実績等を検討し、基金の裁量により行われる必要があるためこれらの判断まで含む手続全般をアウトソーシングすることは、できない。

補助金等の交付の決定（第6条）

申請書類の審査及び必要に応じての現地調査によって、補助金等の目的等内容进行调查の上、補助金等の交付を決定する。

補助金等の交付の条件（第7条）

補助金等の交付決定に際し、必要に応じて、事業内容を変更する場合に理事長の承認を必要とする等の条件を附する。

決定の通知（第8条）

交付の決定後、すみやかに申請者に補助事業等の内容・条件等を通知する。

事情変更による決定の取消等（第10条）

交付決定後、事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

補助事業等の遂行等の命令（第 13 条）

補助事業者等からの状況報告を受けて、交付決定の内容・条件に従っていないと認めるときは、これらに従った事業遂行を命じ、事業者がかかる命令に違反した場合には、事業の一時停止を命ずることができる。

補助金等の額の確定等（第 15 条）

補助事業者等からの実績報告を受けて、補助事業等の成果が交付決定の内容・条件に適合するかどうかについて書類審査及び必要に応じて現地調査により調査し、適合するときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該事業者に通知する。

是正のための措置（第 16 条）

補助事業者等からの実績報告を受け、補助事業等の成果が交付決定の内容・条件に適合しないときは、是正のための措置を命ずることができる。

決定の取消（第 17 条）

補助事業者等が、補助金等の他の用途使用、交付決定の内容・条件その他理事長の処分に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

補助金等の返還（第 18 条）

交付決定を取り消した場合は、交付済みの補助金等の返還、また、交付済みの補助金等が確定額を超える場合は、その超えた金額の返還を命じる。

加算金及び延滞金（第 19 条）

補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられたときは、加算金を基金に納付し、納付日に応じ延滞金を基金に納付する。

他の補助金等の一時停止等（第 20 条）

補助事業者等が返還を命ぜられた補助金等、加算金又は延滞金を納付しない場合、当該事業者に交付すべき補助金等の相当額の交付を一時停止、又は当該助成金と未納付額とを相殺することができる。

徴収（第 21 条）

返還等を命じた補助金等、加算金又は延滞金を、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

立入検査等（第 23 条）

補助金等に係る予算執行の適正を期するために必要があるときは、立入検査等を実施することができる。

不当干渉等の防止（第 24 条）

必要限度をこえて不当に補助事業者等に対して干渉してはならない。

罰則

第 29 条 不正の手段により補助金等の交付を受けた者、情を知って交付・融通した者

第 30 条 補助金等を他の用途に使用した者

第 31 条 第 13 条に違反した者、実績報告しなかった者、第 23 条に関し虚偽報告、検査拒否等した者

【問】 助成金の額は、過去 5 年間、各年どの程度になっているか

別添 3 の通り。

【問】 本業務に従事しているのは、何人か。どういった人間が官で関与しているのか。関与している人間の平均的な人件費はいかほどになるのか。人件費の総額はいかほどか。また、物件費としてどの程度かかっているのか。

別添 3 の通り。

（了）

国際交流基金の助成金交付事務一覧表

	項目	作業内容	外務省の示した政策との関連性	民間(外部)委託の可能性
事業実施前	(1)助成事業の募集・採用方針の概要の決定	事業の概要・達成目標の決定 予算配分の決定	のいずれも、外務省が示した外交政策が反映されるよう、外務省と国際交流基金が協議した上で決定されるものであり、政策的判断が必要	政策判断が必要であり、外部委託できない。
	(2)事業(募集)内容の決定	助成条件の決定	上記(1)で決定された方針をもとに、国際交流基金が、対象事業、応募資格、助成費目、助成上限額、募集期間等、募集条件の詳細を、外務省と協議の上で決定するものであり、国際交流基金の専門的知見に基づく裁量が必要な事務	外務省の示した政策を踏まえた国際交流基金の専門的・裁量的判断が必要な事務であり、外部委託できない。
	(3)募集	資料の作成・配付 広報	外部委託は検討可能 外部委託は検討可能(在外受付分については、海外諸国において各国語の資料作成や多様な対象層へ働きかけができることを条件に検討可能)
	(4)申請受け付け	書類受付 記載内容のチェック	外部委託は検討可能(在外受付分については、国際交流基金在外事務所及び在外公館が申請案件の採用検討優先順位をつけるのに必要な情報を被委託者から十分シェアされることを条件に検討可能)。 外部委託は検討可能
	(5)審査	採否、助成金額(助成費目)の決定	外務省が示した外交政策が反映されるよう、国際交流基金が、国・地域別必要性、事業効果、効率性といった点について専門的知見に基づく裁量的な判断を行い、外務省と協議の上、決定を行う。	外務省の示した政策を踏まえた国際交流基金の専門的・裁量的判断が必要な事務であり、外部委託できない。
	(6)決定通知	決定通知書作成・送付	外部委託は検討可能
事業実施中	(7)執行監理	事業実施中のチェック	中間報告書の受理・督促 事業途中で問題発生の際、事情聴取、対応措置の判断(必要な場合は外務省と協議)	外部委託は検討可能 何が問題であるかの判断及び対応措置の判断については、外務省の示した政策を踏まえた国際交流基金の専門的・裁量的判断が必要であり、外部委託できない。
事業実施後	(8)事業報告書の受理	提出督促 報告書記載内容チェック	外部委託は検討可能
	(9)助成金確定	審査 確定通知書発出	を行い、助成金のゼロ精算、返還請求の要否・請求額等を判断(必要な場合は外務省と協議)	については、実施された事業が実際に助成の目的に沿ったものであるかに関する判断は、外務省の示した政策を踏まえた国際交流基金の専門的・裁量的判断が必要であり、外部委託出来ない。 については、外部委託は検討可能
	(10)事後評価	事業成果、目標達成度、効率性等について、各種分析評価 総合的評価	各種分析をもとに、総合的評価の作成	については、専門的見地からの事業効果の分析や事業成果物の質・水準の評価を外部専門家へ依頼、あるいは外部委託することは検討可能 については、外務省の示した政策を踏まえた国際交流基金の専門的・裁量的判断が必要であり外部委託できない

「官業の民間開放に関するヒアリング」資料

1. 過去5年間の助成金額(実績額) (千円)

	H11	H12	H13	H14	H15
一般助成事業	1,799,339	1,933,236	2,022,894	1,549,022	1,595,957
特定寄附金助成事業	386,627	389,155	349,840	997,478	287,891
合計	2,185,966	2,322,391	2,372,735	2,546,500	1,883,848

2. 助成事業に従事した職員数(15年10月1日時点の数で算出)

15年度の事業実績額(一般管理費等を除く) 11,773,445千円

うち助成事業予算額(特定寄附金を除く) 1,595,957千円

$1,595,957 \div 11,773,445 = 13.56\%$...全事業に占める助成事業の比率

(本部・附属機関の事業部門一般職員(4・5等級)数67人+同課長数19人) × 13.56%
+ (特定寄附助成に携わる職員数1人+同課長数0.5人) = 13.2人

3. 助成事業に関与する職員の人件費(15年度実績ベース)

一般職員(国内)の平均年間給与額 7,075,838円

課長(国内)の平均年間給与額 11,184,754円

4. 助成事業にかかわる人件費の総額

$(7,075,838円 \times 67人 + 11,184,754円 \times 19人) \times 13.56\% = 93,102千円$

5. 助成事業にかかる物件費

事業にかかわる印刷製本費、広報費、通信運搬費、図書資料費、雑費、備品費、消耗品費、賃借料、水道光熱費の合計 622,718,719円 × 13.56% = 84,441千円

事務所借料 500,700,918円 × 助成事業従事者数 23.0人* ÷ 本部・附属機関で勤務する役職員等の数 360人 = 31,995千円

$84,441 + 31,995 = 116,436千円$

* 助成事業従事者数:

2.で算出した正職員数 13.2人+本部・附属機関の事業部門の嘱託・調査員・派遣スタッフ等 72人 × 助成事業比率 13.56% = 23.0人